

会津若松市中小企業振興条例（平成4年条例第41号）新旧対照表

改正後（素案）	現行
<p>○会津若松市中小企業及び小規模企業振興条例</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、本市における<u>中小企業及び小規模企業の振興に関し、基本となる事項を定めるとともに、市の責務、中小企業者及び小規模企業者の努力等を明らかにすることにより、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を地域社会が一体となって推進し、もって本市経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。</u></p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 中小企業者 <u>中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「基本法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者であって、市の区域内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有するものをいう。</u></p> <p>(2) <u>小規模企業者 基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市の区域内に事務所等を有するものをいう。</u></p> <p>(3) 中小企業団体 <u>次に掲げる組合等であって、市の区域内に事務所等を有するものをいう。</u></p> <p>ア 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合及び協業組合</p>	<p>○会津若松市中小企業振興条例</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、本市における中小企業者及び中小企業団体に対し必要な施策を講ずることにより、その自主的な努力を助長し、もって本市中小企業の育成振興を図ることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。</p> <p>（新設）</p> <p>(2) 中小企業団体 次に掲げる組合等をいう。</p> <p>ア 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合及び協業組合</p>

改正後（素案）	現行
<p>イ 商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）第 2 条に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会</p> <p>ウ 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和 28 年法律第 7 号）第 3 条に規定する酒造組合及び酒販組合</p> <p>エ <u>生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律</u>（昭和 32 年法律第 164 号）第 3 条に規定する<u>生活衛生同業組合</u></p> <p>オ アからエに掲げる組合等に準ずる団体その他<u>中小企業及び小規模企業の振興を目的とする団体</u>で、市長が適当と認める団体</p> <p>(4) <u>中小企業者等 中小企業者及び小規模企業者並びに中小企業団体をいう。</u></p> <p>(5) <u>中小企業支援団体 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会その他の中小企業者等に対する支援を行う団体であって、市内に事務所等を有するものをいう。</u></p> <p>(6) <u>大学等 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学及び研究機関であって、市内に事務所等を有するものをいう。</u></p> <p>(7) <u>金融機関 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融業を行う者及び信用保証協会であって、市の区域内に事務所等を有するものをいう。</u></p> <p>(8) <u>関係機関 中小企業団体、中小企業支援団体、大学等、金融機関、その他市の区域内に事務所等を有し、及びその事業に関し中小企業及び小規模企業と関係があるものであって、中小企業者及び小規模企業者以外のものをいう。</u></p>	<p>イ 商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）第 2 条に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会</p> <p>ウ 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和 28 年法律第 7 号）第 3 条に規定する酒造組合及び酒販組合</p> <p>エ 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（昭和 32 年法律第 164 号）第 3 条に規定する環境衛生同業組合</p> <p>オ アからエに掲げる組合等に準ずる団体その他商工業の振興を目的とする団体で、市長が適当と認める団体</p> <p>(3) 中小企業者等 中小企業者及び中小企業団体をいう。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後（素案）	現行
<p><u>(9) 市民等 市の区域内に住所を有する者及び市の区域内において働</u> <u>き、学び、又は活動する個人又は団体をいう。</u></p>	(新設)
<p><u>(10) 経営の革新 基本法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。</u> <u>(基本理念)</u></p>	(新設)
<p><u>第3条 中小企業及び小規模企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念と</u> <u>して推進するものとする。</u></p>	(新設)
<p><u>(1) 中小企業者及び小規模企業者の自主的な努力を基本とし、活力ある</u> <u>持続的な成長発展が図られること。</u></p>	
<p><u>(2) 地域の経済循環が促進されること。</u></p>	
<p><u>(3) 市、中小企業者、小規模企業者及び関係機関並びに市民等が相互に</u> <u>連携し、協力すること。</u></p>	
<p><u>(市の責務)</u></p>	
<p><u>第4条 市は、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を策定し、及</u> <u>び実施する責務を有する。</u></p>	(新設)
<p><u>2 市は、前項に規定する施策の策定及び実施に当たっては、中小企業者</u> <u>及び小規模企業者の実態の把握に努めるとともに、経済的又は社会的環</u> <u>境の変化による影響が特に大きい小規模企業者の事業の持続的な発展を</u> <u>確保するため、小規模事業者が事業を円滑かつ着実に運営できるよう必</u> <u>要な配慮をするものとする。</u></p>	
<p><u>3 市は、第1項に規定する施策の実施に当たっては、国、県、中小企業</u> <u>者、小規模企業者、関係機関その他の関係者並びに市民等と相互に連携</u> <u>し、協力するよう努めるものとする。</u></p>	

改正後（素案）	現行
<p><u>4 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行及び透明かつ公正な競争の確保に留意しつつ、中小企業者及び小規模企業者の受注の機会を確保するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>（中小企業者及び小規模企業者の努力）</u></p> <p><u>第5条 中小企業者及び小規模企業者は、自主的に経営基盤の強化及び経営の革新に努めるものとする。</u></p> <p><u>2 中小企業者及び小規模企業者は、経営基盤の強化及び経営の革新を図るにあたり、中小企業支援団体の活用、他の事業者との交流及び連携等必要な取組を行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>3 中小企業者及び小規模企業者は、雇用の安定、従業員の福利厚生の実及び従業員の仕事と生活の調和に努めるものとする。</u></p> <p><u>4 中小企業者及び小規模企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、住みよい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>（関係機関の役割）</u></p> <p><u>第6条 関係機関は、中小企業及び小規模企業の振興に積極的に取り組むとともに、市が行う中小企業及び小規模企業の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>（市民等の理解と協力）</u></p> <p><u>第7条 市民等は、中小企業及び小規模企業の振興が本市経済の発展及び市民生活の向上に寄与することについて理解を深め、中小企業及び小規模企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。</u></p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

改正後（素案）	現行
<p><u>（施策の基本方針）</u></p> <p><u>第8条 市は、次に掲げる事項を基本方針とし、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を講ずるものとする。</u></p> <p><u>（1） 中小企業者及び小規模企業者の経営基盤の強化を促進すること。</u></p> <p><u>（2） 中小企業者及び小規模企業者の経営の革新及び創業を促進すること。</u></p> <p><u>（3） 中小企業者及び小規模企業者の企業間連携、産学連携等を促進すること。</u></p> <p>（振興措置）</p> <p>第9条 市長は、<u>中小企業及び小規模企業の振興</u>を図るため、次に掲げる措置を講ずることができる。</p> <p><u>（1） 中小企業者及び小規模企業者の自主的な努力を助長し、活力ある持続的な成長発展を図るため、予算の範囲内において補助金、奨励金等の給付金を交付すること。</u></p> <p><u>（2） 経営資金の融資を円滑化し、中小企業者及び小規模企業者の経営の安定及び合理化、設備の近代化等を図るため、運転資金及び設備資金の融資のあっせんを行うこと。</u></p> <p><u>（3） 中小企業者及び小規模企業者の経営の相談に応じ、及び中小企業団体の運営の助言又は指導を行うこと。</u></p> <p><u>（4） 中小企業者等の活動に必要な情報及び資料を提供すること。</u></p> <p><u>（5） 中小企業者等が共同で実施する事業、関係機関が中小企業者等を対象として実施する事業等中小企業及び小規模企業の振興に寄与すると</u></p>	<p>（新設）</p> <p>（振興措置）</p> <p>第3条 市長は、中小企業の育成振興を図るため、次に掲げる措置を講ずることができる。</p> <p>（1） 予算の範囲内において補助金又は奨励金（以下「補助金等」という。）を交付すること。</p> <p>（2） 経営資金の融資の円滑化を図ること。</p> <p>（3） 中小企業者の経営の相談に応じ、及び中小企業団体の運営の助言又は指導を行うこと。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

改正後（素案）	現行
<p>(削る)</p> <p><u>(市、中小企業者、小規模企業者及び関係機関の協議)</u></p> <p><u>第 10 条 市、中小企業者、小規模企業者及び関係機関は、中小企業及び小規模企業の振興のため必要と認める事項に関し、継続的な協議を行うものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>る。</p> <p>(便宜の供与)</p> <p>第 6 条 市長は、中小企業者等に対し、次に掲げる便宜を供与することができる。</p> <p>(1) 中小企業者等の活動に必要な情報及び資料を提供すること。</p> <p>(2) 中小企業者等が共同で実施する事業を広報すること。</p> <p>(3) その他市長が商工業の振興のため必要と認めること。</p> <p>(新設)</p> <p>(委任)</p> <p>第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>